

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から子を避難させている申立人について、子の就労上の都合等から避難継続の合理性を認め、平成25年6月までの避難費用（子の避難先の家賃）が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、以下のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

#### 記

##### 損害項目

- |        |             |
|--------|-------------|
| 1 避難費用 | 600,000円    |
| 期間 自   | 平成24年 9月 1日 |
| 至      | 平成25年 6月30日 |

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前記第1項の損害項目についての和解金として、金600,000円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算条項

申立人及び被申立人は、第1項に掲げる損害項目（同項記載の期間に限る）について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、各署名（記名）捺印の上、各自1通を保有する。また被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年11月1日

（仲介委員 井ノ上正男）